

<8日 体育の日 寒露, 14日 鉄道の日, 23日 霜降>

## 1. October 改正情報

① 社会保険の定時決定の「決定通知書」に基づき、**今月から**新標準報酬月額に等級を変更します。昨年9月をもって、厚生年金保険料率の引き上げが終了していますので、**標準報酬等級が変更となった方のみ、保険料が変更**になります。★9月月変があった場合には9月月変が優先されます。



② 最低賃金の変更 **愛知 871→898円** 三重 820→846円 岐阜 800→825円

③ 今月10月1日以降に日本年金機構で受付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、**認定の厳格化**として添付書類の取扱いが変更になります。

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです

### 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

○扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは**項番1・2**を、別居しているときは**項番1・2・3**を添付してください。

#### <添付書類一覧>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「130万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)

・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

\*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めています。

※ (労使折半料率) **健康保険 49.5 (愛知) / 1000**、**介護保険 7.85 / 1000**  
**厚生年金保険 91.5 / 1000** **雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)**

## 2. 名言名句

**「何より大事なのは、人生を楽しむこと。幸せを感じることに、それだけです。」**

*The most important thing is to enjoy your life, to be happy, it's all that matters.*

オードリー・ヘップバーン

### 3. 法改正等ワンポイント 2019年4月より新しい様式となる36協定届

① 36協定の新様式を確認すると、これまでの様式から大きく変更されたようには見えませんが、労働保険番号と法人番号の記載が求められ、36協定で定める時間数にかかわらず、「時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。」というチェックボックスが設けられました。また、特別条項を設ける場合と設けない場合の2つの様式が用意されており、特別条項を設ける場合の様式は、限度時間までの時間を協定する1枚目と特別条項を定める2枚目の2枚組となっています。



② 特別条項を設ける場合の様式には、これまで特別条項で定める必要があった項目が整理され、「**限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置**」を定める欄が設けられました。その内容は次の10項目の中から選択し、番号と具体的内容を書くことになります。

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 労働時間を延長して労働させる者について終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

働き方改革関連法の**残業時間の上限規制は、大企業が2019年4月1日から、中小企業が2020年4月1日から適用**となり、改正後の36協定届の様式も公開されたことから、準備を進めている企業も多いかと思います。これに関して、公布された働き方改革関連法の省令で経過措置が設けられており、通達でも新労基法第36条の規定は、**2019年4月1日以後の期間のみを定めている**時間外・休日労働協定について適用するものであることと示されています。つまり、2019年3月31日以前からの期間があり4月1日をまたぐ協定については旧法の扱いとなります。

### 4. 統計・情報

① 安倍首相が、9月14日の自民党総裁選の討論会で、**年金の受給開始年齢が70歳を超える選択もできる制度改正**について、「3年で断行したい」と表明した。厚労省も同日の社会保障審議会の部会で選択できる年齢幅の拡大を論点の1つに提示。2020年にも制度改正の法案を国会に提出する方針。(9月16日)

② 総務省が65歳以上の日本の高齢者の推計人口(9月15日現在)を発表し、**65歳以上と定義される高齢者人口が前年比44万人増の3,557万人**となり、総人口に占める割合が**28.1%**と過去最高を更新したことがわかった。また、労働力調査では、2017年の高齢者の就業者数も前年比37万人増の807万と過去最高となった。



HRM Tanaka Human Resources Management

#### 浅尾投手のイメージ↓

プロ野球 中日ドラゴンズの浅尾投手、岩瀬投手、荒木選手の引退発表が9月26日にありました。セントラルリーグ優勝を2010年11年に連覇した強い中日を支えた名選手たちでした。特に**MVPも獲得した浅尾投手**の雄姿は忘れられません。漫画の世界から飛び出したような可愛らしいルックスでありながら、**150km/hを超える豪速球にフォークボール、見ていてスカっとする投手**でした。肩の故障もあり苦しかったと思いますが、とにかくお疲れ様でした。今年も「**ふがない中日投手陣**」、前半大量リードしていても逆転負けされるのを何度も見せられました。技術というより**気迫が足りなさ過ぎた**と思います。浅尾・岩瀬、往年の星野・郭源治など「**打てるなら打ってみろ!**」という**気迫**を全面に出す投手が他にいない、ということだと思えます。是非、引退した彼らは、指導者としてその魂を注入して欲しいと願うところです。

先月あたりから、「**平成最後の敬老の日**となりました」等、「**平成最後の〇〇**」という表現をよく耳にします。スピーチの際のネタのように使われているような？確かに平成は30年続き、次の元号へと移りゆき、変わることが分かっているがゆえに使えること。昭和・平成の次は何か？それも楽しみかもしれませんが、当職の業界での「**手続作業上、この生年月日は何歳**」かは煩雑で頭を使います。早見表が必要です。いっそ**西暦でと統一**しても良いかもしれません。(S)